

# 厚生労働委員会議録 第十三号

第一百五十三回国会  
衆議院

平成十三年十二月五日(水曜日)  
午前十時開議

出席委員

委員長

理 棚橋 鈴木 俊一君

理 棚橋 泰文君

理 吉田 谷畠 幸弘君

理 吉田 孝君

理 佐藤 篠崎 英夫君

理 佐藤 幸弘君

理 佐藤 勉君

厚生労働省医政局長

政府参考人

(厚生労働省健康局国立病院部長)

河村 博江君

政府参考人

(厚生労働省医薬局長)

宮島 彩君

厚生労働委員会専門員

宮武 太郎君

同(佐藤公治君紹介)

(第一五八〇号)

同(佐藤義昭君紹介)

(第一五八一号)

同(佐藤義彦君紹介)

(第一五八二号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五八三号)

同(佐藤義彦君紹介)

(第一五八四号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五八五号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五八六号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五八七号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五八八号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五八九号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五九〇号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五九一号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五九二号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五九三号)

同(佐藤義夫君紹介)

(第一五九四号)

議員  
参議院議員  
参議院議員  
厚生労働大臣  
坂口 力君  
澤 たまき君  
清水嘉与子君  
入澤 肇君  
鍵田 節哉君  
川田 喜一君  
和秋君  
知子君  
阿部 喜一君  
井上 喜一君  
河合 正智君  
小沢 康幸君  
木島日出夫君  
中川智子君  
松浪健四郎君  
木島日出夫君  
江田 康幸君  
河合 正智君  
川田 喜一君  
望月 義夫君  
山本 明彦君  
平野 博文君  
松本 別明君  
水島 広子君  
青山 二三君  
河合 正智君  
阿部 喜一君  
川田 喜一君  
西川 京子君  
林 省之介君  
松島みどり君  
宮澤 洋一君  
山本 明彦君  
渡辺 具能君  
大島 敦君  
金田 誠一君  
平野 博文君  
松本 別明君  
水島 広子君  
河合 正智君  
木島日出夫君  
江田 康幸君  
三井 辨雄君  
加藤 公一君  
土肥 隆一君  
古川 元久君  
山井 和則君  
木村 義雄君  
木村 義雄君  
松本 別明君  
松本 別明君  
奥山 茂彦君  
松島みどり君  
宮腰 光寛君  
渡辺 具能君  
土肥 隆一君  
三井 辨雄君  
江田 康幸君  
井上 喜一君  
望月 義夫君  
山本 明彦君  
平野 博文君  
木村 義雄君  
木村 義雄君  
松本 別明君  
松浪健四郎君  
奥山 茂彦君  
松島みどり君  
宮腰 光寛君  
河合 正智君  
土肥 隆一君  
江田 康幸君  
井上 喜一君  
同(佐藤義夫君紹介)

委員の異動  
十二月五日  
辞任

補欠選任

同日  
奥山 茂彦君  
松島みどり君  
宮腰 光寛君  
渡辺 具能君  
土肥 隆一君  
三井 辨雄君  
江田 康幸君  
井上 喜一君  
同(佐藤義夫君紹介)

十二月三日  
身体障害者補助犬法案の早期成立に関する請願

(中川智子君紹介)(第一三五七号)  
同(石毛鉄子君紹介)(第一四八八号)  
同(金田誠一君紹介)(第一四八九号)  
同(中川智子君紹介)(第一四九〇号)  
乳幼児医療費無料制度の創設に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一三五八号)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一四五四号)  
同(北川れん子君紹介)(第一三六〇号)  
同(後藤茂之君紹介)(第一三六一号)  
同(池田元久君紹介)(第一五七五号)  
同(五島正規君紹介)(第一五七六号)  
小規模作業所等成人期障害者施策の拡充に関する請願(神崎武法君紹介)(第一三五六号)  
介護保険制度の緊急改善に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一三六三号)

同(大森猛君紹介)(第一五七七号)  
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一三六四号)

同(鍵田節哉君紹介)(第一三六五号)  
同(水島広子君紹介)(第一三六六号)  
同(青山二三君紹介)(第一三六七号)  
同(北側一雄君紹介)(第一三六八号)  
同(中西績介君紹介)(第一三六九号)  
同(三村申吾君紹介)(第一三七〇号)  
同(三井辨雄君紹介)(第一三七一号)

同(北側一雄君紹介)(第一三六九号)  
同(後藤茂之君紹介)(第一三七八二号)  
同(川崎二郎君紹介)(第一三七八三号)  
同(神崎武法君紹介)(第一三七八〇号)  
同(奥谷通君紹介)(第一三七八七号)  
同(江藤隆美君紹介)(第一三七八四号)  
同(枝野幸男君紹介)(第一三七八五号)  
同(大原二三君紹介)(第一三七八六号)  
同(奥谷通君紹介)(第一三七八七号)

同(奥山茂彦君紹介)(第一三七八八号)  
同(後藤茂之君紹介)(第一三七八九号)  
同(近藤基彦君紹介)(第一三七八三号)  
同(神崎武法君紹介)(第一三七八〇号)  
同(奥谷通君紹介)(第一三七八一號)  
同(北川れん子君紹介)(第一三七八二號)  
同(奥山茂彦君紹介)(第一三七八三號)  
同(奥山茂彦君紹介)(第一三七八四號)

同(田中甲君紹介)(第一三七八五號)  
同(土肥隆一君紹介)(第一三七八六號)  
同(中川正春君紹介)(第一三七八七號)  
同(佐藤謙一郎君紹介)(第一三七八四號)  
同(佐藤謙一郎君紹介)(第一三七八五號)  
同(田中甲君紹介)(第一三七八六號)  
同(中山太郎君紹介)(第一三七八八號)  
同(春名真章君紹介)(第一三七八九號)  
同(東順治君紹介)(第一三九〇號)

同(藤島正之君紹介)(第一三九一號)  
同(藤井孝男君紹介)(第一三九二號)  
同(二田孝治君紹介)(第一三九三號)

けですが、参議院の審議でも何回も出てきたと思  
いますが、大学によつては二、三例。十例程度で  
すから、非常にあいまいですから、二、三例とか、  
少子化で子供が見つからない、産む人がなかなか  
ちよつといないとか、そういうことを理由として  
挙げられていましたが、ここに、バーチャル教  
材、実習の衛星中継というものが、出産介助のカリ  
キュラムの中で認められていて、むしろ文部科学  
省はそれを奨励していく、九十一校のうちに既に  
五十五校ほど、バーチャル教材、実習の衛星中継  
というものが組み込まれているそうなんです。

しかし、法律を読みますと、厚生労働省の通達  
ですか、これの中に、「教育実施上の留意事項」と  
して、「一、臨地実習は、実践活動の場において  
行う実習のみを指すものであること。」これは、  
バーチャル教材はこれに当たりませんね。その  
ところを明確に。

○工藤政府参考人 近年、従前の三年プラス六カ  
月以上という養成の仕組みから、四年一貫の養成  
の体制をとる国公私の大大学が多うございまして、  
ここ十年間で約十一倍ほどにふえてきたんですね。そこには、  
いままで、助産婦の養成に必要な実習、  
それは八単位でございますけれども、それについ  
てはすべての大学で対応しているところでござい  
ます。

今御指摘の、衛星通信によります遠隔講義シス  
템の導入、あるいはバーチャルなソフトの開発  
によります教材での教育といいますのは、その実  
習以外、指定基準に定める実習以外の、なかなか  
今少子化等の関係で実習事例が少なくなつてござ  
いますので、いわばそれを補完し強化するために、  
助産婦教育を充実するという観点から各大学が工  
夫して導入しているものでございます。

○中川(智)委員 済みません、ちょっと確認です  
が、では十例程度の中に入らない、あれに入らな  
いと——はい、わかりました。

時間が来ましたが、なぜ、女性しかいない職場、  
女子のみと限つたにもかかわらず、婦を参法の中  
で、この助産婦だけ別に婦を残せばいいわけです、  
女子のみと限つたが、なぜ、女性しかいない職場、  
女子のみと限つたにもかかわらず、婦を参法の中  
で、この助産婦だけ別に婦を残せばいいわけです。

どうして一体化するのか。それに対しても全く私  
は賛成しかねるものであり、助産婦の名前を残す  
ことこそが、もつと助産婦をふやし、助産婦の方  
たちの誇りを失わずに、専門性が保て、また、産  
む側にとつては安心なのだ。これは非常につらい  
ことです。出産だけでもつらい。そこに男性が入つ  
てくることは絶対に許しがたいことですので、今  
回の参法、名称変更に反対することを強く言いま  
して、質問を終わります。

○鈴木委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○鈴木委員長 これがより討論に入るのであります  
が、その申し出がありませんので、直ちに採決に  
なります。

参議院提出、保健婦助産婦看護婦法の一部を改  
正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数。よつて、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案に対し附  
帯決議を付することに決しました。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
採決いたします。

増等の施策を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案に対し附  
帯決議を付することに決しました。

○坂口国務大臣 ただいま御決議のありました本  
法案に対する附帯決議につきましては、その御趣  
旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいる所  
存でございます。

○坂口国務大臣 ただいま御決議のありました本  
法案に対する附帯決議につきましては、その御趣  
旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいる所  
存でございます。

ありがとうございました。

○加藤(公)委員 私は、自由民主党、民主党・無

所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会

民主党・市民連合及び保守党を代表いたしまし  
て、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま  
す。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する  
法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について適切な措置を講ず  
るべきである。

〔報告書は附録に掲載〕

一 出産に関するケアを受ける者の意向が尊重  
され、それぞれの者に合ったサービスの提供  
が行われるよう、情報提供の促進を含め必要  
な環境の整備に努めること。

二 助産師教育については、学校養成所指定規  
則に定める十分な出産介助実習が経験できる  
ようにする等、その充実に努めること。

三 保健師、助産師、看護師等の看護職員につ  
いては、その職責と社会的使命の重大さにか  
んがみ、それぞれの職種が果たしている機能  
の充実強化に向けて、教育環境の改善、人員

一 ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法  
案

〔本号末尾に掲載〕

○鍵田議員 ただいま議題となりましたホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案を議題といたします。

○鈴木委員長 次に、第百五十一回国会、鍵田節哉君外九名提出、ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案を議題といたします。

○鍵田議員 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。鍵田節哉君。

ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○鍵田議員 ただいま議題となりましたホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

平成十一年十月末の厚生省の調査によれば、我が国には約二万人のホームレスがあり、今日では三万人を超えているとの推計もあります。東京都が行ったホームレスに関する実態調査によりますと、ホームレスの七割が求職活動をしており、また、ホームレスの六割はかつて安定的な就労をしていましたが、今は約二万人のホームレスがおり、今日では三万人を超えているとの推計もあります。まじめに働いてきた人々も職を失つてホームレスになることを余儀なくされている姿が、かいま見えると言えましょう。

現在の厳しい経済情勢のもと、戦後最悪の五・四%という失業率と相まって、ホームレスの数は今後も増加傾向が続くと思われます。食事の確保もままならない長期の路上生活により、多くのホームレスが心身とも疲弊しております。冬の訪れを間近に控え、東京でさえ例年氷点下を記録する中で、路上において貴重な命が失われていく現実は到底看過できるものではありません。ホームレスの自立支援を目的とするNPOも、近年、各地において積極的な活動を行っておりますが、これらのNPOの活動に対する公的な支援は残念ながら不十分な状況です。早急に国などの果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関

する問題の解決を図るべきと確信いたします。

以上が、本法律案を提案するに至った理由であります。

次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この法律に言うホームレスであります。典型的なホームレスである野宿生活者とともに、金銭の余裕がある場合にはいわゆるドヤで寝泊まりしているような典型的なホームレスに準ずる者もホームレスに含めることとし、この法律の対象としております。

第二に、この法律による施策の目標として、一、就業の機会の確保、居住の場所の確保並びに保健及び医療の確保といった自立の支援のための施策によるホームレスの自立、二、生活上の支援による新たなホームレスの発生の防止、三、緊急に行うべき援助、生活保護法による保護の実施、地域における生活環境の改善及び安全の確保等によるホームレスに関する問題の解決を掲げております。

第三に、国及び地方公共団体に、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施の義務を課すとともに、ホームレス自身もみずから自立に努めるものとしております。

第四に、厚生労働大臣及び国土交通大臣はホームレスの自立の支援等に関する基本方針を、都道府県及び指定市町村は基本方針に即した実行計画を、それぞれ策定しなければならないこととしております。

第五に、国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講じなければならぬこととしております。

その他、国民の協力、民間団体の能力の活用、国及び地方公共団体の連携、ホームレスの実態に関する全国調査について定めております。

第六に、この法律は、交付の日から起算して一

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。また、現下のホームレスの増加状況は特異な事態であるとの認識のもと、平成二十年三月三十日までの时限立法としております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

本法律案のごとき日本国憲法で保障された基本的人権の尊重と密接不可分なものについては、与野党の別はありません。私自身、各党各会派の議員各位がかねてよりホームレス問題に熱心な取り組みを行つてきたことを承知しております、心からの連帯と敬意の念を表してきたところです。

何とぞ、慎重御審議の上、一日も早く各党の御賛同を得てホームレスの自立支援を眼目とした特別立法の成立が図られますことを切にお願い申上げます。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

#### 第五章 罰則(第四十三条～第四十五条)

##### 附則

第一条中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に、「はかるの」を「図ること」に改める。

第二条中「保健婦」を「保健師」に、「保

健婦の」を「保健師の」に、「女子」を「者」に

改める。

第六条中「看護婦」を「看護師」に、「じ

ょく婦」を「じょく婦」に、「なす」を「行う」に

改める。

第七条中「准看護婦」を「准看護師」に、「

看護婦の」を「看護師の」に、「なす」を「行う

に、「女子」を「者」に改める。

第六条中「准看護婦」を「准看護師」に、「じ

ょく婦」を「じょく婦」に、「なす」を「行う」に

改める。

第七条中「保健婦、助産婦又は看護婦」を「保

健師、助産師又は看護師」に、「保健婦国家試験、助産婦国家試験又は看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験」に改める。

第八条中「准看護婦」を「准看護師」に、「

准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

第九条第二号及び第三号中「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第十一条中「保健婦籍、助産婦籍及び看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍及び看護師籍」に、「保健婦免許、助産婦免許及び看護婦免許」を「保健師免許、助産師免許及び看護師免許」に改める。

第十二条第一項中「保健婦国家試験、助産婦国家試験若しくは看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護師又は准看護師試験」に改める。

婦籍、助産婦籍若しくは看護婦籍又は准看護婦籍を「保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍」に改め、同条第二項中「保健婦免許証、助産婦免許証若しくは看護婦免許証又は准看護婦免許証」を「保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証」に改めます。

第十三条第一項中「保健婦免許、助産婦免許又は看護婦免許」を「保健師免許、助産師免許又は看護師免許」に改め、同条第二項中「准看護婦免許」を「准看護師免許」に改めます。

第十四条第一項中「保健婦、助産婦若しくは看護婦」を「保健師、助産師若しくは看護師」に改め、同条第二項中「准看護婦」を「准看護師」に改めます。

第五条中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第二項中「准看護婦」を「准看護師」に改めます。

第十五条第二項及び第十六項から第十八項までの規定中「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改めます。

第十六条中「の外」を「のほか」に、「保健婦籍、助産婦籍、看護婦籍及び准看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍」に改めます。

第十七条中「保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護師又は准看護師試験」に改めます。

第十八条中「保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改めます。

第十九条中「保健婦国家試験」を「保健師国家試験」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改め、同条第二号中「保健婦養成所」を「保健師養成所」に改め、同条第三号中「保健婦学校」を「第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所」に、「保健婦免許を得た者」を「保健師免許に相当する免許を受けた者」に改めます。

#### 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

##### 案

##### 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

##### 百三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

##### 保健師助産師看護師法

題名の次に次の目次付する。

##### 目次

##### 第一章 総則(第一条～第六条)

##### 第二章 免許(第七条～第十六条)

##### 第三章 試験(第十七条～第二十八条)

##### 第四章 業務(第二十九条～第四十二条の二)

##### 第四章の二 雜則(第四十二条の三～第四十二

家試験若しくは看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験又は准看護師試験」に改めます。

第六に、この法律は、交付の日から起算して一

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称が女子と男子とで異なつてゐるものにつき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、「助産婦」を「助産師」とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 国等の責務等(第四条—第九条)

第三章 基本方針及び実行計画(第十条・第十一条)

第四章 財政上の措置等(第十二条・第十三条)

附則

第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多數存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることから、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされる者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにすることもに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者であつてこれに準じるものという。

(ホームレスに関する施策の目標)

第三条 ホームレスに関する施策は、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の確保、職業能力開発その他の方法による就業の機会の確保、公営住宅の供給、民間の賃貸住宅への入居の支援その他のこと。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、雇用の確保、生活相談その他の生活上の支援を行うことにより、これらの人々がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に定めるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

第四章 財政上の措置等(第十二条・第十三条)

第五章 ホームレスの自立への努力

第六章 ホームレスは、その自立を支援するため

の国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

(民間団体の能力の活用等)

第八条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第九条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(基本方針)

第十条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十一条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十

三条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という)を策定しなければならない。

二 基本方針は、次に掲げる事項について策定されるものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、居住の場所の確保並びに保健及び医療の確保に関する事項

(国等の責務)

第四条 国は、前条各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(ホームレスの自立への努力)

第六条 ホームレスは、その自立を支援するため

事項

それのある者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

五 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人の権利の擁護に関する事項、地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項その他ホームレスに関する問題について実施すべき施策に関する基本的事項

六 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣及び法務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実行計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するための計画(以下「実行計画」という)を策定しなければならない。

第八条 都道府県は、基本方針に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するための計画(以下「実行計画」という)を策定しなければならない。

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び特別区並びにその区域内にホームレスが多数存在する市町村として厚生労働大臣及び国土交通大臣が指定する市町村は、基本方針及び実行計画に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するための計画を策定しなければならない。

第十条 地方公共団体は、実行計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を反映させるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホーム

スの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十三条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならぬ。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月以内において政令で定める日から施行する。  
(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。

理 由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることから、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。